

日本緑化工学会会則 (2018年9月総会改定案)

昭和41年12月16日制定〔日本緑化工研究会〕
 平成元年5月30日改定〔日本緑化工学会〕
 平成23年9月10日改定
 平成30年9月15日改定(案)

(旧) 現会則 改定部分に下線

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本緑化工学会と称し、緑の再生、創出、保護、管理等に関する研究を推進し、広く緑化技術の向上発展を図り、もって自然環境の保全、生態系の早期回復、生活環境の改善等に寄与することを目的とする。

(目的)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化に関する研究、調査ならびに普及
- (2) 研究発表会、研究会、技術検討会、講演会、及び見学会等の開催
- (3) 「日本緑化工学会誌」(和文誌)の刊行
- (4) 「Landscape and Ecological Engineering」(欧文誌)の共同刊行
- (5) 図書、資料等の発行
- (6) 緑化に関する学术交流
- (7) 日本緑化工学会賞の授与
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第5章 会務

(理事担当)

第33条 本会の会務を執行するため、事業部門と研究部門の2部門を置き、理事の中から部門長を定める。

2. 事業部門には、総務、経理、企画・事業、編集、学術国際交流の各部会を置き、理事の中から担当理事を定め、うち1名を部会長とする。

※委員会規定の新設

(新) 会則 改定案

第1章 総則

(名称)

第1条 本学会は日本緑化工学会と称し、**以下、本会則では本会と称する。英文名称は The Japanese Society of Revegetation Technology (略称は JSRT) とする。**

(目的)

第2条 本会は、緑の再生、創出、保護、管理等に関する研究を推進し、広く緑化技術の向上発展を図り、もって自然環境の保全、生態系の早期回復、生活環境の改善等に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化に関する研究、調査ならびに普及
- (2) 研究発表会、研究会、技術検討会、講演会、及び見学会等の開催
- (3) 「日本緑化工学会誌」(和文誌)の刊行
- (4) 「Landscape and Ecological Engineering」(欧文誌)の共同刊行
- (5) 図書、資料等の発行
- (6) 緑化に関する学术交流
- (7) 日本緑化工学会賞の授与
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

※第4条以降、条数を繰り下げ

第5章 会務

(理事担当)

第34条 本会の会務を執行するため、事業部門と研究部門の2部門を置き、理事の中から部門長を定める。

2. 事業部門には、総務、経理、企画・事業、編集、学術国際交流の各部会を置き、理事の中から担当理事を定め、うち1名を部会長とする。

3. 理事会は、第2条に定める本会の事業を推進するため、以下の委員会を常置するほか必要な場合には臨時委員会を設けることができる。委員会に関する規定および委員は理事会で定める。委員の任期は役員の改選期に準じた2年とし、再任を妨げない。

- (1) 編集委員会
- (2) 学会賞選考委員会

3. 研究部門には、緑化に関する重要課題の研究を推進するため、部会を置くことができる。

4. 第1項及び第2項に規定する部門長、部会長及び担当理事は理事会で定める。なお、部門長、部会長及び担当理事は兼任することができる。

5. 研究部門の各部会の設置、解散は理事会で定める。

6. 各部会には、会務の執行を円滑に行うため、幹事を置く。幹事は、正会員の中から各部会長が推薦し、理事会で定める。

4. 研究部門には、緑化に関する重要課題の研究を推進するため、部会を置くことができる。

5. 各項に規定する担当理事及び部門長、部会長、委員長は理事会で定める。なお、各々は兼任することができる。

6. 研究部門の各部会の設置、解散は理事会で定める。

7. **各部会および委員会には**、会務の執行を円滑に行うため、幹事を置く。幹事は、正会員の中から**部会長、委員長**が推薦し、理事会で定める。

(委員会)

第40条 会務を執行するため必要であるときは、委員会を設置することができる。委員会に関する規定は、理事会が定める。

※旧第40条は削除（委員会定義は34条へ）

(附則の追加)

附則 この会則は、平成30年9月〇日から施行する。

(以 上)